

第三百五話 戦陣訓の呪縛は？

東條大将に対する非難の一つが、「戦陣訓」の制定・示達（1941/1/9）である。戦陣訓の一節（「生きて虜囚の辱めを受けず」）が、軍人・軍属のみならず、民間人までも、無益な自決や玉砕に追い込んだ元凶であるとされる。この世上悪名高い「戦陣訓」について管見しよう。



1 戦陣訓の制定・示達等

時の陸軍大臣畑俊六大将が発案し、和辻哲郎氏らの参画を得て教育總監部で案が練られ、島崎藤村が校閲、東條陸軍大臣の時に完成し、「陸軍始」に「陸訓第一号」として全陸軍に示達された。彼の一節の原型は、日清戦争における清国軍の捕虜の扱いの残虐さを問題視し、“捕虜になるぐらいなら死ぬべきだ”との趣旨の訓令(1894/8/13)を発したが、これが原型ではと推測されている。

2 戦陣訓の構成と「名を惜しむ」

(1) 戦陣訓は、序、本訓(其の一)(其の二)(其の三)及び結から構成されている。

(2) 本訓其の二の第八

「生きて虜囚云々」は、“第八 名を惜しむ”の一部を引用したもので、“第七 生死観”に続くものである。『恥を知る者は強し。常に郷党家門の面目をおもひ、愈々奮勵してその期待に答ふべし、生きて虜囚の辱めを受けず、死して罪過の汚名を残すこと勿れ』

3 戦陣訓の呪縛か？

第二次世界大戦間の枢軸国側の被虜捕虜数が極めて少ないことが戦陣訓呪縛の証左とされる。中国軍(国民党軍、共産党軍)を含む連合国側に捕らえられた日本人捕虜数は僅か 35,000 名程だが、他方独軍捕虜は 945,100 名、伊軍捕虜は 490,600 名ともされ、確かに桁違いではある。

4 多少の疑問

(1) 戦陣訓の拘束力は如何程か？

戦陣訓は陸軍大臣告示であり、海軍やまして民間人は対象外である。更には、軍人に対する訓戒としては、「軍人勅諭」（1882/1/4）があり、当然のことながら勅諭が優先されるべきものであり、戦陣訓を軽視する者も多かったと云う。

また、戦陣訓は法的拘束力を持たない大臣告示に過ぎないし、戦時捕虜になることを禁じた軍刑法が存在していた訳ではない。

(2) 武士道精神の継承？

日本では、「恥辱ある生より名誉ある死を」が優先する武士道的精神が脈々と流れ、DNAだったと考えられ、戦陣訓が禁じた訳ではない。

(3) 短期間の周知徹底の可能性？

対米英戦開戦直前の制定であり、短時日の内に国民に浸透したとは考えにくい。

(4) 「第八」の趣旨は何だったのか？

戦陣訓自体が陸軍軍人に対する訓戒であり、心構えや姿勢を諭したものだ。日本人として恥ずかしくない行為をするよう促したものだ。明示的に捕虜を禁じたのではない。勿論、なるが故に性質が悪いという見方もあるが・・・切取の弊害とも云える？

(5) 捕虜に関わる教育等は？

日本は、1929年「俘虜待遇条約」を調印したが、日本には捕虜という不名誉な兵は存在し得ない等とした軍部(海軍も)の反対で批准はしなかった。但し、連合国からの照会に対し準用する旨を回答した。とは云うものの、日本軍将兵に捕虜となり得ることを前提とした教育は為されなかったのは事実だ。

(了)